

令和元年9月10日
ケアハウスゆーとりあ
施設長 安川 朱実

ご入居者様
ご家族様

「消費税増税に伴う生活費の改定について」のお知らせ

拝啓 初秋の候、皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃は施設運営にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、ご周知のとおり、令和元年10月1日から消費税率が増税されるに伴い、軽費ケアハウスの生活費等についても下記の通り改正が行われる旨、堺市より通知がありました。

これにより、10月分利用料（9月26日引落し）より改正後の利用料で請求させていただきますのでご理解の程よろしくお願い申し上げます。

記

1. 生活費（月額・1人当たり）の上限額の改定内容

施設の種別	現行	改正後
軽費老人ホーム（ケアハウス）	46,090円	46,940円

2. 生活費に係る冬季加算額（11月から3月）の上限額の改定内容

施設の種別	現行	改正後
軽費老人ホーム（ケアハウス）	2,070円	2,100円

3. 改定の適用年月日

令和元年10月1日から